第2期近江八幡市
生涯学習社会づくり推進計画
【案】



近江八幡市
近江八幡市教育委員会
令和9年4月

目次

第１章　計画の策定にあたって 1
1　これまでの経過 1
2　生涯学習の理念 1
（1）生涯学習とは 1
（2）生涯学習社会とは 2
3　社会的背景 3
（1）人口減少、少子・超高齢社会の進行 3
（2）家庭・地域を取り巻く環境の変化 3
（3）デジタル化・AIの進展と情報社会への対応 3
（4）多様な価値観とライフスタイルへの対応 3
（5）地域コミュニティの再生と多世代交流 4
（6）安全・安心で持続可能な地域づくり 4
（7）国際化・多文化共生社会への対応 4
（8）持続可能な開発目標・SDGsの採択 4
4　計画改訂の趣旨 5
5　計画の位置づけ 6
6　計画の期間 7
7　近江八幡市の現状と課題 7
8　近江八幡市が目指す生涯学習社会 11
（1）「第3期近江八幡市教育大綱」の基本理念 11
（2）「近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画」の理念 12
9　4つの基本方針 13
1.【家庭教育】家庭から広がる学びを大切に、学びの基盤を築く 13
（親子・多世代が育ちあう） 13
2.【学習機会】思考の基盤を築き、多様な価値観とつながる 13
（人・市民が育つ） 13
3.【人財育成】多様な学びから、課題解決の担い手を育てる 13
（次世代が育つ） 13
4. 誰もが参画できる学習環境の構築（共通方針） 13
10　施策の展開・取組 14
11　施策体系 16
第2章　生涯学習社会づくり推進計画における事業 17
1　計画の運用 17
2　事業内容 17
3　生涯学習推進体制 29

（1）推進体制 29
（2）進捗管理・計画の見直し 29
参考 30
（1）策定経過 30
（2）ヒアリング調査 31
（3）関係条例 32
（4）社会教育委員名簿 33
（5）用語集 34

第１章　計画の策定にあたって

１　これまでの経過

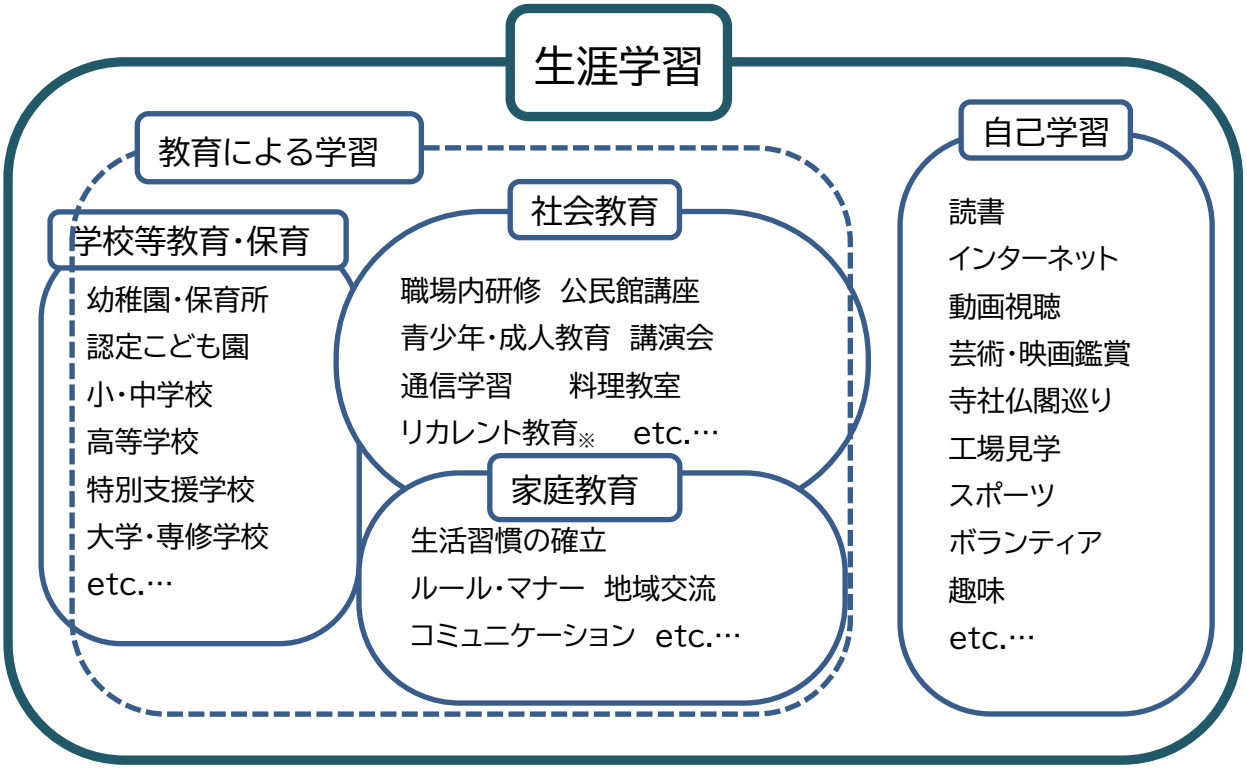
本市では、平成4年3月に「近江八幡市生涯学習社会づくり構想」を策定し、社会情勢や法改正などを踏まえて平成14年、平成21年に改訂を行いました。その後、「近江八幡市教育振興基本計画」（平成24年）および「近江八幡市教育大綱」（平成27年）を踏まえ、平成28年3月に「近江八幡市生涯学習社会づくり構想・実施計画」を策定しました。さらに、令和4年6月には、前計画の目標年度終了および「第2期近江八幡市教育大綱」の策定を受け、人口減少や少子高齢化、ICTの発展、コロナ禍による地域関係の希薄化といった社会課題に対応するため、名称を「近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画」（令和4年度～令和8年度）へと改めました。

２　生涯学習の理念

（1）生涯学習とは

『令和6年度　文部科学白書』によると、「生涯学習」とは、人々が生涯にわたって行うあらゆる学習を指し、学校教育、家庭教育、社会教育をはじめ、文化・スポーツ・ボランティア活動、企業内教育、趣味、自己学習など、様々な場や機会での学習を含みます。

生涯学習と社会教育は混同されやすいですが、社会教育が学校教育（学校等教育・保育）および家庭教育以外で行われる教育活動を指すのに対し、生涯学習は学校教育、家庭教育、社会教育に加え、自己学習も含む、生涯にわたる学習全体を意味します。



（2）生涯学習社会とは

教育基本法第3条では、生涯学習の理念について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定められています。

「生涯学習社会」とは、全ての市民が自ら進んで、いつでもどこでも、様々な学習活動を展開するとともに、学習活動の成果を自他の生活の向上やより良い地域社会づくり等に生かすことができるような、上記の「生涯学習の理念」が生かされた社会のことをいいます。



3 社会的背景

近年、生涯学習を取り巻く社会環境は急速に変化しています。人口減少・少子高齢化の進行やデジタル技術・AIの急速な発展、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの変化などにより、市民に求められる学びの内容や学習環境も大きく変わっています。

また、生涯学習には、知識や技能を身に付けるだけでなく、一人ひとりが地域や社会の課題を自ら考え、行動し、多様な人とつながりながら持続可能な地域社会を築いていく役割が、これまで以上に期待されています。

こうした社会の潮流や本市の現状（P7）を踏まえ、第2期近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画では、次の8つの視点を重視し、施策を推進します。

（1）人口減少、少子・超高齢社会の進行

人口減少や少子化、超高齢社会の進行により、地域コミュニティの担い手不足や孤立・孤独の問題が深刻化しています。一方で、人生100年時代を迎え、高齢者が地域で活躍し続けることへの期待も高まっています。

本市においても、多世代が互いに学び、支え合いながら、それぞれの知識や経験を地域へ還元できる仕組みづくりを進めるとともに、誰もが健康で生涯を通じて学び続けられる環境づくりが求められています。

（2）家庭・地域を取り巻く環境の変化

核家族化や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化などにより、家庭や地域が担ってきた教育力の低下が課題となっています。また、SNSやデジタル機器の普及により、便利になった一方で、体を動かす機会が減少したり家族間や地域での対話や多世代交流の機会が減少したりしています。

子どもたちが健やかに成長するためには、家庭教育を基盤としながら、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めることが重要です。

（3）デジタル化・AIの進展と情報社会への対応

AIやデジタル技術の急速な発展により、便利になった一方、学んだ知識やスキルがすぐに陳腐化し、学び方や働き方、暮らし方は大きく変化しました。さらに、情報格差や偽・誤情報への対応、情報モラルなど、新たな課題も生じています。ICTを活用した「いつでも・どこでも」学べる環境を整備するとともに、受動的に情報を待つのではなく、自ら新しい技術や情報に歩み寄り、情報を主体的に選択・判断し、学び続ける力を育むことが求められています。

（4）多様な価値観とライフスタイルへの対応

働き方や暮らし方、家族形態などが多様化する中、市民の学習ニーズも多様になっています。

年齢や性別、障がいの有無、国籍、仕事や生活環境に関わらず、誰もが自分に合った方

法で学び続けることができるよう、多様な学習機会の充実と、包摂的な学習環境の整備が必要です。

(5)地域コミュニティの再生と多世代交流

コロナ禍を契機として、地域行事や地域活動の縮小、子ども会や老人クラブなどの活動の変化が進み、人と人とのつながりが希薄化しています。

地域の歴史や文化、伝統を学び、地域活動やボランティア、多世代交流などを通して、人と人とのつながりを育み、学びを地域づくりへつなげていくことが重要です。

(6)安全・安心で持続可能な地域づくり

激甚化・頻発化する自然災害や防災・防犯意識の高まりに加え、地球温暖化や環境問題への対応など、安全・安心な暮らしを支える学びの重要性が増しています。

市民一人ひとりが防災・防犯や環境保全について主体的に学び、地域全体で支え合いながら、安全で持続可能な地域社会の実現を目指す必要があります。

(7)国際化・多文化共生社会への対応

外国人住民の増加や国際化の進展により、多様な文化や価値観を尊重し、互いを理解し合う地域づくりが求められています。

国際理解や多文化共生に関する学習機会を充実させるとともに、誰もが安心して暮らし、学び合える地域社会の形成を進める必要があります。

(8)持続可能な開発目標・SDGsの採択

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現には、生涯学習の果たす役割がますます重要になっています。

市民一人ひとりが社会や地域の課題を自らの問題として捉え、学び、考え、行動し、その成果を地域へ還元していくことが、持続可能なまちづくりにつながります。

本計画では、読書活動をはじめとした多様な学習機会の充実や、人と人とのつながりを育む取組を通して、持続可能な生涯学習社会の実現を目指します。



4 計画改訂の趣旨

本市が「近江八幡市第1次総合計画」で目指す『人がつながり 未来をつむぐ 「ふるさと近江八幡」』を実現するためには、行政による施策の推進だけでなく、市民一人ひとりが主体的に学び、その成果を地域や社会に生かしていくことが重要です。その基盤となるのが生涯学習です。

生涯学習は、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が生涯にわたって学び続けることにより、自ら考え、行動し、多様な人とつながりながら、地域社会の課題解決や持続可能なまちづくりに参画する力を育むものです。また、読書活動をはじめとする様々な学びは、言語能力や主体的な思考力を育むとともに、市民性や社会性を培い、人と人とのつながりを深め、地域コミュニティの活性化にもつながります。

本市では、令和4年6月に策定した「近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画」に基づき、生涯学習施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、市民の生涯学習に対する理解や関心は着実に広がり、読書活動や文化・スポーツ活動、地域活動など、多様な学習機会を通じて、生きがいや自己実現、地域とのつながりづくりが進められてきました。また、学校・家庭・地域が連携した取組や学習機会の充実など、生涯学習社会づくりの基盤整備も進めてきました。

一方で、本市を取り巻く社会は大きく変化しています。人口減少・少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化、地域活動の担い手不足に加え、デジタル化やAI技術の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化など、生涯学習に求められる役割はますます大きくなっています。また、情報があふれる時代だからこそ、受動的に情報を受け取るのではなく、自ら情報や新しい技術に歩み寄り、学び続けながら主体的に考え、判断し、行動する力が求められています。

さらに、家庭教育の充実、読書活動による学びの基盤づくり、多世代交流の促進、地域学校協働活動の推進など、家庭・学校・地域が連携し、地域全体で子どもの育ちを支えるとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、その成果を地域づくりへと生かすことのできる環境づくりが重要となっています。

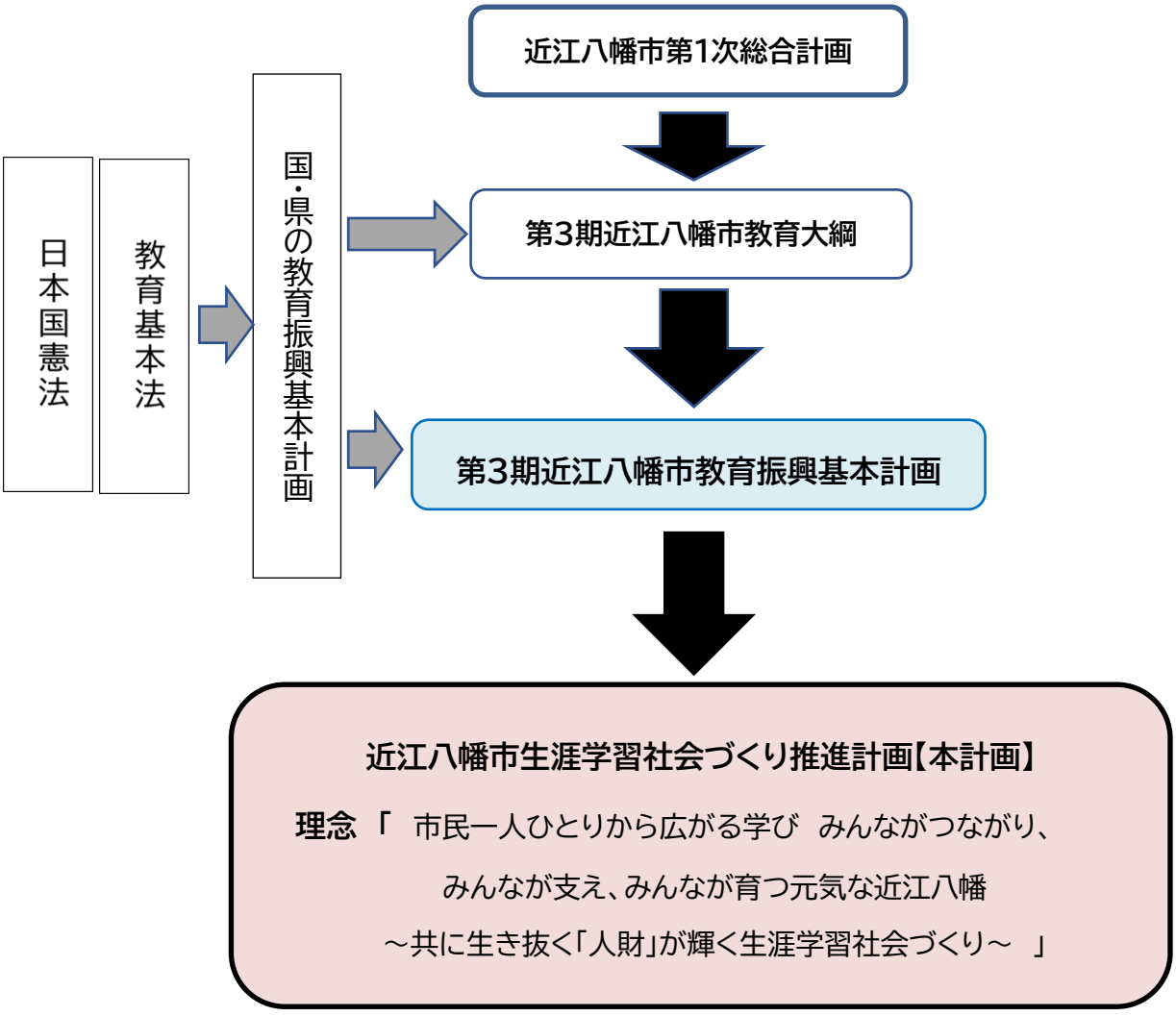
こうした社会情勢や本市の課題を踏まえ、「第3期近江八幡市教育大綱」及び「第3期近江八幡市教育振興基本計画」との整合を図りながら、「市民一人ひとりから広がる学び みんながつながり、みんなが支え、みんなが育つ元気な近江八幡 ～共に生き抜く『人財』が輝く生涯学習社会づくり～」を理念に掲げ、市民一人ひとりが主体的に学び、その成果を地域や社会へ還元し、持続可能なまちづくりにつなげていくことを目指して、「第2期近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画」を策定します。

5　計画の位置づけ

本市では、令和8年に、教育や学術及び文化の振興に関する総合的施策について、その目標や施策の根本になる方針を定めるため、『「こども」が輝き　「人」が学び合い　ふるさとに愛着と誇りをもち　躍動する元気なまち　近江八幡～オール近江八幡で育む“生き抜く力”と未来を切り拓く“創造力”～』を基本理念として、「第3期近江八幡市教育大綱」を策定しました。

本計画は、「近江八幡市第1次総合計画」、「第3期近江八幡市教育大綱」及び「第3期近江八幡市教育振興基本計画」を踏まえた教育行政分野における基本的な計画と位置付け、国及び県の「教育振興基本計画」を参酌の上で定めたものとなりますが、行政組織において生涯学習を主管する部局の事業に限定された計画ということを意味するものではありません。

生涯学習は市民生活の様々な領域に関わる営みです。したがって本計画は、市民の学習に関連する本市の取組について、その基本的な考え方や施策の方向性を総合的・部門横断的に定めたものであり、生涯学習に関連する施策・事業を行う全ての行政部門に関わる計画として位置づけられます。



6 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度から令和12年度までの4年間とします。ただし、期間中に「近江八幡市第1次総合計画」、「第3期近江八幡市教育大綱」及び「第3期近江八幡市教育振興基本計画」の見直しがあった場合、本計画についても必要に応じて見直しを行うものとします。

7 近江八幡市の現状と課題

本市を取り巻く社会は、R7年国勢調査で人口が8万人を下回り人口減少過程に入るなど、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、デジタル化やAI技術の進展、価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化しています。また、地域活動の担い手不足や家庭・地域の教育力の低下、情報格差への対応など、生涯学習を取り巻く課題も多様化しています。

これらの状況を踏まえ、本計画では次の4つの視点から現状と課題を整理しました。

■家庭教育と地域で育む学びの基盤

家庭教育は、生涯にわたる学びの出発点であり、基本的な生活習慣や読書習慣、コミュニケーション能力などを育む重要な役割を担っています。一方で、核家族化や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化などにより、子育て家庭が孤立しやすい状況となっています。また、スマートフォンやSNSの普及により、親子や多世代が対面で交流する機会も減少しています。

今後は、家庭教育への支援を充実させるとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、地域全体で子どもの育ちを支える体制づくりや、乳幼児期から小学校への円滑な接続、多世代交流の推進が求められます。

■学び続ける力を育む学習機会の充実

市民ニーズの多様化やデジタル化・AIの進展により、主体的に学び、考え、課題を発見し、判断する力の重要性が高まっています。読書活動を学びの基盤とし、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた学習機会の充実が必要です。

■学びを地域で生かす人財の育成

地域活動の担い手不足や高齢化が進む中、多様な世代が地域づくりに参画できる人財育成が求められています。地域資源や体験活動を活用し、学びを地域や社会で実践できる人財を育成していく必要があります。

■誰もが学べる学習環境の充実

ICTを活用した学習機会や情報発信は進んでいますが、情報格差や利用者の固定化などの課題があります。誰もが「いつでも・どこでも」学ぶことができる環境を整えるとともに、包摂的で利用しやすい学習環境の充実が求められています。

【過去5年間(令和4年度～令和8年度)に進捗管理した実践項目ごとの事業数】

実践項目	施策	進捗管理した事業数				
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1.学習情報の充実	①情報提供の充実 ②学習情報を共有する ③学びを生かし、学びをつなぐ	4	4	4	4	4
2.多様な課題・要求に応える学習機会の充実	①ふるさと意識を育む学びの機会の提供 ②社会的課題を学ぶ ③学びの要求に応える ④生涯学習の啓発	30	30	30	30	30
3.学習成果の活用支援	①まちづくりのリーダーをつくる ②生涯にわたり学びを生かす ③学びを生活課題へと高める ④人の交流によるまちの活性化 ⑤学びをつなげる	12	12	12	12	12
4.学習環境の構築	①全庁的な推進体制をつくる ②社会教育関連施設等の連携と有効活用 ③家庭教育の再生 ④地域教育力の向上 ⑤民間活力の活用 ⑥学校教育との協働	16	16	16	16	16
計		62	62	62	62	62

全てのニーズに対応した学習を行政が提供することは困難であるため、市は人権教育や子育て支援、学校・家庭・地域の連携などの社会的課題に対応した施策を中心に学習機会を提供し、その学習の成果を課題解決につなげるための取組を進めました。一方で、市民ニーズによる自主的な学習活動については、コミュニティづくりの一環として市民の役割と位置付け、各学区のまちづくり協議会を中心に各コミュニティセンターを拠点に活発に行われました。社会は加速度的に変化し、同時に価値観の多様化が進展しているため、社会的課題として学ぶ内容も多様化し、それとともに学習課題も変化しています。こうした多様な学習課題を行政だけで行うことはますます困難になっています。行政間及び行政と事業所、地域、大学等が連携し、一体となって協働して取組を進め、社会的課題を自分ごととして学びその成果を社会貢献や実践につなげていくことが必要です。

【旧計画の成果と課題(一部)】

実施項目・施策	事業名	各年度の状況	成果と課題の分析
1－①	生涯学習センター機能推進事業	【R4】①マナビィ通信2回 ②市ホームページによる生涯学習関連情報の公開更新2回 【R5】①マナビィ通信2回 ②市ホームページによる生涯学習関連情報の公開更新2回 【R6】①マナビィ通信2回 ②市ホームページによる生涯学習関連情報の公開更新2回 【R7】①マナビィ通信2回 ②市ホームページによる生涯学習関連情報の公開更新2回	【成果】 ・市および市関連施設の行事・講座・教室などの情報を「マナビィ通信」と市ホームページを通じて一元的に発信し、生涯学習に関する情報を市民へ幅広く提供することができた。また、広報やチラシ、ホームページ、ZTVなど複数の媒体を活用することで、中央公民館事業の周知を図ることができた。 【課題】 ・紙媒体の「マナビィ通信」は配布先で残部が多く、紙による情報提供のニーズが低下していることがうかがえる。今後はホームページなどデジタル媒体をより効果的に活用し、市民が必要な情報を入手しやすい情報発信の充実を図る必要がある。
2－①	市民大学講座	【R4】実施回数5回　参加者合計88名 【R5】実施回数5回　参加者合計77名 【R6】実施回数5回　参加者合計99名 【R7】実施回数5回　参加者合計110名	【成果】 ・歴史・健康・文化・AIなど多様なテーマに、ふるさと学習の要素を取り入れた市民大学講座を全5回開催し、幅広い学習機会を提供した。 【課題】 ・大きな課題はないが、今後も多様なテーマを取り入れ、受講者のニーズに応じた充実した講座内容の提供に努める。
2－①	中央公民館講座	【R4】年間2回の実施 親子山登りを実施　35名の参加 宮ヶ浜水鳥観察会を実施　20名の参加 【R5】年間3回の実施 親子クッキーづくりを実施　15名の参加 親子山登りを実施　20名の参加 宮ヶ浜水鳥観察会を実施　47名の参加 【R6】年間3回の実施 親子山登りを実施　24名の参加 親子アロマテラピー教室　24名の参加 宮ヶ浜水鳥観察会を実施　26名の参加 【R7】年間3回の実施 親子ミニクリスマスツリー教室を実施　19名の参加 親子山登りを実施　36名の参加 宮ヶ浜水鳥観察会を実施　23名の参加	【成果】 ・ミニツリーづくり、山登り、水鳥観察会等を実施し、親子で創造性や自然、ふるさとへの理解を深める学習機会を提供した。また、市内小学校への広報により参加を促進し、家族だけでは体験しにくい内容として参加者の満足度も高かった。 【課題】 引き続き、親子で楽しみながら学べる体験型プログラムを充実させるとともに、市内小学校等への広報を継続し、より多くの参加者の確保に努める。
2－①	地域学校協働本部事業	【R4】支援ボランティア数1,811名 【R5】支援ボランティア数1,857名 【R6】支援ボランティア数1,887名 【R7】支援ボランティア数1,907名	【成果】 ・市内全ての公立校園で地域学校協働活動を実施するとともに、地域学校協働活動推進員の配置や意見・情報交換を通じて、学校・家庭・地域の連携体制の強化を図った。また、事業の継続により地域での認知度が向上し、学校ボランティアへの参加者の増加につながった。 【課題】

			・地域学校協働活動推進員や学校ボランティアの高齢化が進んでいることから、次世代の担い手の発掘・育成と円滑な引継ぎを進め、事業を継続・発展させていく必要がある。
2－①	にこまるポケット	【R4】新規登録者数：4名 【R5】新規登録者数：3名 【R6】新規登録者数：1名 【R7】新規登録者数：5名	【成果】 ・伝統文化やキャリア教育など11の視点に基づく講師リスト「にこまるポケット」を活用し、登録講師による多様な学びの機会を提供した。また、Googleドライブや庁内LANで閲覧可能とすることで利便性を向上させ、活用状況調査でも各校園所で十分に活用されていることが確認できた。 【課題】 ・引き続き講師リストの内容を充実・更新するとともに、活用状況を把握しながら、より多くの学校・地域で積極的に活用されるよう周知・利用促進を図る。
4－③	家庭教育推進事業	【R4】子育てサロンの実施3回 【R5】子育てサロンの実施5回 【R6】子育てサロンの実施5回 【R7】子育てサロンの実施5回	【成果】 ・各小学校区の実態に応じた家庭教育支援を展開するとともに、子育てサロンを目標回数以上開催し、給食センターとの連携により家庭教育を支える支援体制の充実を図ることができた。 【課題】 支援を必要としながら自ら困り感を発信できない保護者にも適切な支援が届くよう、各校でのチーム会議を通じて、多方面から支援方法を検討・充実させる必要がある。

8 近江八幡市が目指す生涯学習社会

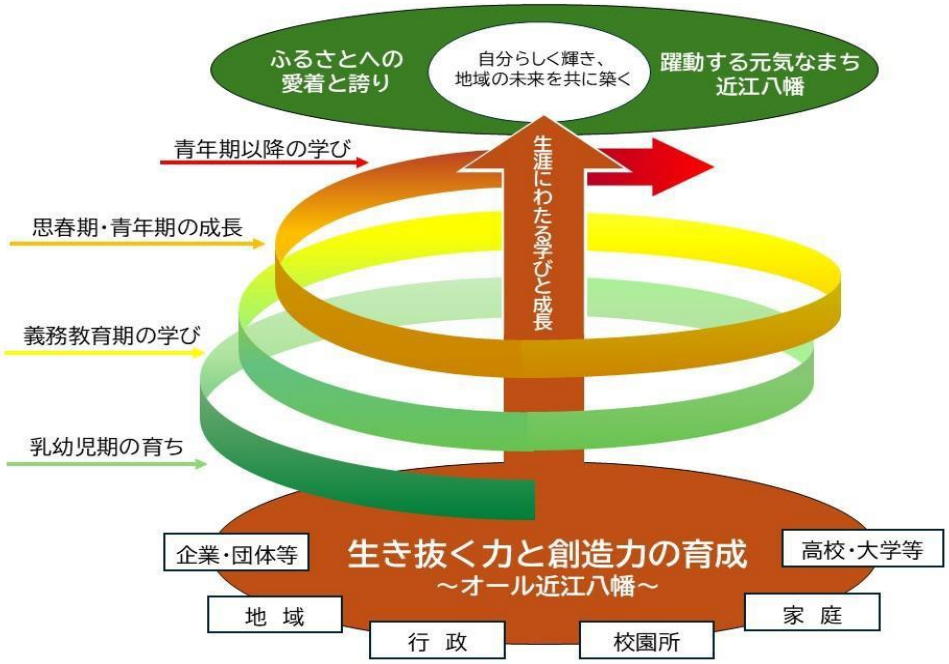
(1)「第3期近江八幡市教育大綱」の基本理念

本市の教育に関する最上位計画である「近江八幡市教育大綱」は、子どもが自ら考え、判断し、問題を解決する「生き抜く力」を育み、また子育て等を通じて親も子どももともに成長し、市民一人ひとりが生きがいを感じ、郷土に愛着と誇りを持てる教育行政を実現することで、家庭・学校・地域が活性化され、躍動する元気なまち「近江八幡」を目指して、基本理念を次のように定めています。

【第3期近江八幡市教育大綱基本理念】

「こども」が輝き 「人」が学び合い
ふるさとに愛着と誇りをもち
躍動する元気なまち 近江八幡

～オール近江八幡で育む“生き抜く力”と未来を切り拓く“創造力”～



本図は、0歳から生涯にわたる学びと成長を切れ目なく支える、本市の教育の考え方を示したものです。

家庭、校園所、行政、地域、高校・大学、企業・団体等が連携・協働し、「生き抜く力」と「創造力」を育むことで、自分らしく輝き、地域の未来を共に築いていける社会の実現をめざします。

（2）「近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画」の理念

これまで見てきた計画改訂の趣旨や市の現状と課題、上位計画との整合性を踏まえ、本市が生涯学習社会づくりによって目指すまちの姿を理念として掲げます。

「第3期近江八幡市教育大綱」が目指すまちづくりを実現するには、その担い手となる人が必要になります。まちづくりは人づくりであり、生涯学習は学びを通して人を育みます。また、さまざまな人や地域との出会いを生む体験活動は、人づくりの原点です。学びと体験を通じて、地域を支える人を育てます。そのため、本計画の理念は、「第3期近江八幡市教育大綱」の基本理念を実現するために、学びを通した人づくりを担うことを目的としながら、前計画の理念を盛り込んだものとし、以下のように定めます。

【理念】

市民一人ひとりから広がる学び

みんながつながり、みんなが支え
みんなが育つ元気な近江八幡

～共に生き抜く「人財」が輝く
生涯学習社会づくり～

理念には次のような願いを込めています。人口減少やデジタル化の進展など、複雑化・多様化する社会的課題に向き合う中で、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、市民一人ひとりから広がる社会の実現をめざすものです。

あわせて、市民一人ひとりが主体的に学び続けるだけでなく、その学びを実践し、地域や社会に活かしていくことで、生涯学習社会づくりにつながることを目指しています。

とりわけ、家庭から広がる日々の学びを大切にし、親をはじめ、人生100年時代を生きる高齢者を含め、大人自身が社会の課題に関心を持ち、デジタル技術への理解を深めつつ、自ら問いを立て、学び、課題解決に向けて実践していく姿勢を育むことが重要です。

そうした学びの積み重ねが、次世代へと受け継がれ、子どもたちの主体的な学びへとつながっていきます。 この過程で、子どもたちが単に「地域に支えられる存在」にとどまらず、自らも「地域を支える一員」であるという自覚を持ち、地域の宝である「人財」として輝くことを重視します。

そして、市民が学びの成果を地域や社会に還元し、互いに支え合いながら新たな価値を創出していくことで、変化の激しい時代にあっても、誰もが共に生き抜くことのできる持続可能な生涯学習社会づくりへとつなげていきます。

９　4つの基本方針

基本方針とは、理念に掲げている生涯学習社会が現実のものとなるように、市民の課題、行政の課題、地域の課題と各主体の課題を整理した上で、施策の進めるべき方向性を示した政策指針です。

ここでは、理念実現のために主体とすべき基本方針を４つ定めます。

1.【家庭教育】家庭から広がる学びを大切に、学びの基盤を築く（親子・多世代が育ちあう）

こどもを中心に教育と福祉が一体となって地域全体で家庭を支え、親をはじめとする全ての大人の学びが、こどもの健やかな育ちの土台となる環境を整えます。

2.【学習機会】思考の基盤を築き、多様な価値観とつながる（人・市民が育つ）

読書活動を市民の主体的な学びを支える重要な取組として推進し、読書を通じて言語能力や豊かな感性を育むとともに、情報を適切に捉え、自ら考え判断する力や自律的な思考力を養います。また、多様な学習機会を通じて、地域や社会の課題に関心を持ち、学びを行動へとつなげる力を育みます。

3.【人財育成】多様な学びから、課題解決の担い手を育てる（次世代が育つ）

多様な体験や学びを通じて、変化の激しい時代をしなやかに「生き抜く力」を育み、生涯学習社会を支え、自ら新たな価値を創り出し、社会的課題を解決できる人財を育成します。

4. 誰もが参画できる学習環境の構築（共通方針）

市民がいつでも、どこでも、誰でも、主体的に学び、その成果を社会に還元できる最適な学習環境を構築します。

10　施策の展開・取組

４つの基本方針からそれぞれの施策を設定します。

（1）【家庭教育】家庭から広がる学びを大切に、学びの基盤を築く（親子・多世代が育ちあう）

①家庭で育む学びの基盤づくり

生活リズムの確立、親子の対話、地域とのつながりなど、親をはじめとするすべての大人が共に学び、成長する機会を提供します。

② 家庭・地域・学校をつなぐなめらかな接続支援

「小1プロブレム」等の課題に的確に対応するため、家庭教育支援員がハブ（架け橋）となり、教育・福祉・保健等の関係各課が一体となって支援します。

（2）【学習機会】思考の基盤を築き、多様な価値観とつながる（人・市民が育つ）

①情報提供の充実・共有

インターネットや広報紙等のあらゆる媒体を通じ、地域の身近な学習情報を対象者のニーズに合わせて提供します。

② 読書を通じた学びの基盤づくり

読書活動が「生涯学習社会づくり」の基盤であることを広く啓発し、市民の学ぶ意欲を高めます。図書館や学校、コミュニティセンター等が連携するネットワークを活用し、対象者のニーズに合わせた読書情報の収集・提供を行います。

③ 主体的な学びと地域課題に向き合う学習の推進

デジタル化やAIが進展する中で、情報に依存しすぎず自ら思考し、自ら判断できる主体的判断力を養うとともに、近江八幡の歴史や文化、自然に触れる学びを通して、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

また、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた学習機会を提供し、市民一人ひとりが社会や地域の課題を自らの問題として学び、考え、行動し、その成果を生涯学習社会づくりへとつなげていく力を育みます。

（3）【人財育成】多様な学びから、課題解決の担い手を育てる（次世代が育つ）

①自律と挑戦の支援

生涯学習の機会を通して、地域のまちづくりを担うリーダー的人財を発掘・育成します。

あわせて、子育てサポーターや環境ボランティア等、多様な人財の育成支援に努めるとともに、継続的に活躍の場を提供し、スキルアップのための支援ができる体制づくりを行います。

② 体験活動を通じた人財育成

社会資源（図書館・コミュニティセンター・スポーツ・文化）、地域の専門人財等を活用した多様な体験活動を通じて、生涯学習社会づくりの担い手を育てます。

（4）誰もが参画できる学習環境の構築（共通方針）

① 学びを支える推進体制の充実

本市の生涯学習事業の一元的な管理と体系化を進め、効果的・効率的な学習事業の提供につなげます。

「生涯学習センター」を核として、個人の要求課題（趣味・教養）と、必要課題（社会的課題）を連携・調整する全体的なコーディネート機能を強化し、社会参画を促進します。

② 誰もが学び続けられる学習環境の充実

年齢、性別、仕事、障がいの有無、孤独、抱えている生きづらさ等に関わらず、誰もが学習活動に参加し、自分らしく輝けるよう「誰一人取り残さない」包摂的な支援に取り組みます。

あわせて、ICTを活用した新しい学習機会の創出や情報発信の利便性向上を図るとともに、受動的に情報を待つのではなく、自ら新しい技術や情報に歩み寄り、デジタル化やAI技術の進展などの社会変化に主体的に対応し、学び続ける力を育み、市民が生活のあらゆる場面で「いつでも・どこでも」学ぶことのできる環境づくりを目指します。

11　施策体系

近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画　計画期間　R9.4～R13.3

理念

市民一人ひとりから広がる学び
みんながつながり、みんなが支え、みんなが育つ元気な近江八幡
～共に生き抜く「人財」が輝く生涯学習社会づくり～

4つの基本方針から施策への展開

1.【家庭教育】家庭から広がる学びを大切に、学びの基盤を築く（親子・多世代が育ちあう）

①家庭で育む学びの基盤づくり
②家庭・地域・学校をつなぐなめらかな接続支援

2.【学習機会】思考の基盤を築き、多様な価値観とつながる（人・市民が育つ）

①情報提供の充実・共有
②読書を通じた学びの基盤づくり
③主体的な学びと地域課題に向き合う学習の推進

3.【人財育成】多様な学びから、課題解決の担い手を育てる（次世代が育つ）

①自律と挑戦の支援
②体験活動を通じた人財育成

4. 誰もが参画できる学習環境の構築（共通方針）

①学びを支える推進体制の充実
②誰もが学び続けられる学習環境の充実

基本方針・施策に従って生涯学習関連事業を実施

第2章　生涯学習社会づくり推進計画における事業

1 計画の運用

第1章で掲げる理念や4つの基本方針を具体的施策として推進していくため、「第2期近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画」の事業内容を定めます。

実施期間は、第1章 6 計画の期間の通り令和12年度までとします。

事業内容には、本市が実施する生涯学習事業のうち、前計画の最終年度である令和8年度に進捗管理をした事業をベースに、計画の施策項目別に掲載しています。

対象事業については、進捗管理をしていく中で必要に応じて、見直しを行います。

2 事業内容

(1)【家庭教育】家庭から広がる学びを大切に、学びの基盤を築く(親子・多世代が育ちあう)

① 家庭で育む学びの基盤づくり

No.	事業名・事業内容	担当課	事業目的
1	**親育ち・子育ち応援ひろば事業(カンガルー広場)** ・参加者が自ら活動内容を企画し、活動を通して交流する「主体的な子育て支援」の実施	こども家庭センター	親子が自ら企画し、主体的に活動することにより、「遊びの重要性に親が気づく」「親同士が仲間づくりをする」「親自身が自ら育つ」ことを目指す。
2	**地域子育て支援拠点事業** ・乳幼児親子が気軽に集える場の提供 ・親子の交流や学びの講座、育児相談等の実施	こども家庭センター	乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を実施する。
3	**子育てサポーター養成講座** ・子育てに関する知識や、子育て支援活動に必要な知識及び技術の講習・研修の開催	こども家庭センター	子育てに関する知識や子育て支援活動に必要な知識及び技術の講習・研修を行い、本市の子育て支援の一翼を担う子育てボランティア「子育てサポーター」を養成する。

4	**早寝・早起き・あさ(あいさつ)、し(食事)、ど(読書)、う(運動)推進事業** ・ポスターやリーフレット等を作成し、啓発	関係課 (学校教育課、学校給食センター、幼児課、図書館、生涯学習課)	基本的生活習慣の確立に向けた教育力の向上を図る。

② 家庭・地域・学校をつなぐなめらかな接続支援

No.	事業名・事業内容	担当課	事業目的
5	**家庭教育支援基盤構築事業(小学校)** ・各小学校に家庭教育支援員を配置し、子育て相談、子育てサロンの開催など保護者支援活動の実施	生涯学習課	本市の家庭における教育力の向上を目指し、地域住民やPTAの参画による取組を進める。学校・家庭・地域の連携のもと、地域人財を有機的に結びつけ子どもの健全な育成と安心安全な居場所の確保に支援を行う。
6	**家庭教育支援基盤構築事業(就学前)** ・就学前施設に家庭教育支援員を配置し、子育て相談、子育てサロンの開催など保護者支援活動の実施	生涯学習課	就学前の家庭教育を支援し、子どもの健やかな育ちと家庭教育を支援し、親子の関わり、保護者の子育て力向上を図るとともに、園所や関係機関と連携し、小学校へのなめらかな接続を支援する。

(2)【学習機会】身近な学びと情報につながり、学びの輪を広げる(人・市民が育つ)

① 情報提供の充実・共有

No.	事業名・事業内容	担当課	事業目的
7	**にこまるポケット** ・学校園における出前講座の講師の発掘	生涯学習課	モノ作りの伝統や日本がこれまで培ってきた技術や精神などを持つ地域人財や企業、団体等が出前授業や見学受入等を通じて生き方・知恵や技能を児童・生徒に伝える。

8	**マナビィ通信** ・年2回マナビィ通信の発行	生涯学習課	生涯学習・社会教育に関わる出前講座・行事・講座・教室等の予定を掲載したマナビィ通信を年2回発行する。
9	**人権教育啓発講師団養成事業** ・自治会や企業事業所等で自主的に実施される人権啓発学習の講師を紹介する名簿等の作成	人権・市民生活課	人権文化の根付いた差別のない明るく住みよいまちづくりを目指し、あらゆる人権問題をテーマに広く市民に呼びかけ学習の機会とする。

② 読書を通じた学びの基盤づくり

No.	事業名・事業内容	担当課	事業目的
10	**読書活動推進事業** ・図書等の計画的な購入	図書館	社会情勢に即した新しい情報・市民ニーズに的確に応える資料提供が行えるよう、限られた予算を最大限活用し更なる読書普及を図る。
11	**本のまち！動く図書館事業** ・移動図書館車の運行	図書館	全ての市民の読書の知的要求に応えられるよう、移動図書館の充実を図る。
12	**ブックスタート事業** ・4か月健診時に読書の大切さを周知	図書館	読書を通して、親子のコミュニケーションの大切さや読書の意義を伝える。

13	**おはなしメリーゴーランド** ・未就学親子を対象としたおはなし会の開催（月2回）	図書館	おはなし会を通して、乳幼児期から読書習慣を身につけ、親子のコミュニケーションを深められるように支援する。
14	**図書館運営事業** ・市民の幅広い分野の要望や知的好奇心に応える図書・情報の整備	図書館	市民が生涯を通じて学び、読書や文化活動に親しみ、必要な情報を得られる生涯学習・文化活動の推進や、蔵書・読書環境の整備を行う。
15	**リサイクル資料を活用した市民提案事業** ・市民団体との連携による除籍本の有効活用	図書館	除籍本を有効活用して市民参画の場を提供し、広く市民に還元する取り組みを実施する。
16	**歴史文化資産普及啓発事業** ・市内の歴史文化資産に関する講座及び広報等を使った市内の歴史文化資産に関する情報発信	文化振興課	市内の歴史文化資産に対する興味・関心や文化財を愛護する気運を高める。
17	**絵本の読み語り** ・幼稚園や保育所、こども園等で絵本の読み語りを行う	幼児課	絵本の読み語りを通して、就学前の子どもたちが絵本に親しみ、物語の楽しさを感じながら、読書への興味や関心を深めるとともに、豊かな感性や想像力、言葉で表現する力を育むことを目的とする。

③ 主体的な学びと地域課題に向き合う学習の推進

No.	事業名・事業内容	担当課	事業目的
18	**文化・歴史講座** ・各学区まち協において、文化や歴史、また地域課題の解決のための各種講座等の開催	まちづくり協働課(各学区まちづくり協議会)	それぞれの地域が持つ資源を知り、強みや課題について学ぶことで、地域への愛着を高めるとともに、住民の生涯学習の機会の一層の充実・振興を図る。
19	**生涯学習センター講座** ・生涯学習センター講座の開講	生涯学習課(生涯学習センター)	子ども体験教室など、さまざまな講座を開催し、学習機会の提供を行う。
20	**市民大学講座** ・市民大学講座の開講	生涯学習課(生涯学習センター)	市民に継続的な生涯学習の場を提供するとともに市民相互の交流の場とする。
21	**国際交流事業** ・滋賀ミシガン州友好親善使節団の派遣・受入の協力、青年海外協力隊への支援	まちづくり協働課	(公財)近江八幡市国際協会との協働により、海外姉妹都市・兄弟都市との親善交流促進ならびに国際交流事業の実施・充実を図る。
22	**多文化共生事業** ・外国人住民に対して通訳翻訳支援(市国際協会に委託、音声通訳機の使用) ・多文化共生に関する講座 ・外国語教室の開催 ・やさしい日本語の普及	まちづくり協働課	外国人住民とともに暮らしやすく豊かな地域社会を形成する多文化共生のまちづくりを推進する。
23	**男女共同参画市民のつどい** ・男女共同参画市民のつどい(10～11月)の開催	人権・市民生活課	「女性だから」、「男性だから」という性別の枠に縛られることなく、個人としての生き方を大切にしながら、共に協力して築く心豊かな社会づくりを進める。

24	**人権尊重のまちづくり市民講座** ・人権尊重のまちづくり市民講座(1～2月)の開催	人権・市民生活課	人権文化の根付いた差別のない明るく住みよいまちづくりを目指し、あらゆる人権問題をテーマに広く市民に呼びかける学習の機会とする。豊かな人権感覚を育てる。
25	**人権フェスティバル** ・人権フェスティバル(10～11月)を開催	人権・市民生活課	人権文化の根付いた差別のない明るく住みよいまちづくりを目指し、あらゆる人権問題をテーマに市民が主体的に参画し、人権問題を自らの課題と捉え、相互の交流を通して豊かな人権感覚を育てる。
26	**住みよいまちづくり推進講座** ・住みよいまちづくり推進講座の開講	生涯学習課 (各学区まちづくり協議会)	男女共同参画、子どもの人権、精神障がい・発達障がい、高齢者問題など、さまざまな人権問題について正しい知識と理解を深め、一人ひとりの人権が尊重される地域社会づくりにつなげる。
27	**防災出前講座** ・防災出前講座の開催	危機管理課	学区・自治会や団体等の求めに応じて、防災に関する講座を実施し、市民の防災意識の醸成に努めるとともに、災害に強いまちづくり・即応できる人づくりを推進する。
28	**環境保全対策事業** ・市内の河川の水質調査 ・ヨシ群落の保全	環境政策課	自然環境、歴史的・文化的環境、生活環境などの良好な環境の保全及び創造を図るため、環境基本計画に基づく取組を推進する。

(3)【人財育成】多様な学びから、課題解決の担い手を育てる(次世代が育つ)

① 自律と挑戦の支援

No.	事業名・事業内容	担当課	事業目的
29	**キャリア教育推進事業** ・5日間の職場体験学習の実施	学校教育課	市内の子どもたちが、社会人、職業人として自立し、地域につながるキャリア教育・職業教育の充実と推進を図る。

30	**市民共生センター運営事業** ・高齢者や障がい者向けの講座や教室の開講	障がい福祉課（市民共生センター）	高齢者や障がい児者を対象とした講座・教室を開講し、社会的自立を支援する。
31	**企業内人権問題研修推進事業** ・人権問題研修会の開催 ・人権研修に係る講師派遣、教材貸出し ・企業訪問	商工振興課（近江八幡市企業内人権問題推進連絡会）	企業・事業所における公正な採用選考が図られ、併せて差別のない明るい職場づくりへの啓発を行う。
32	**子ども・若者育成支援事業** ・プロジェクトの企画 ・関係機関との連携 ・広報及び情報発信	生涯学習課	若者による起業やまちづくり活動を推進し、芸術・文化・音楽・飲食等の分野で、多様な人々との関わりを通じて社会とのつながりを育み、子ども・若者が個性を発揮しながら、起業や地域のリーダーを目指して挑戦できるよう支援することを目的とする。
33	**近江八幡から世界に誇れる人づくり** ・コンソーシアムのあり方検討	生涯学習課等	近江八幡で受け継がれてきた文化や精神、人とのつながりを土台に、まちへの愛着と誇りを持ち、地域社会で主体的に活躍するとともに、世界とつながり、世界に通じる人財を育てるため、多様な主体が連携・協働するコンソーシアムのあり方を検討します。

② 体験活動を通じた人財育成

No.	事業名・事業内容	担当課	事業目的
34	**食農ファーム推進支援事業（田んぼのこ体験事業）** ・農業体験学習の実施	学校教育課	児童が育て、収穫し、食べるという一貫した農業体験学習を実施し、農業への関心を高めるとともに生命や食べ物の大切さを学ぶ。地域の農家の皆さんの協力を得て、人の心を癒すモノづくりを農業教育

			ファームとして展開することで、子どもたちの健やかな心を育て、田畑を教室にして、知恵や心を育む地域づくり学校を目指す。
35	**子ども体験活動推進事業補助金** ・児童・生徒の体験活動を実施する団体及びグループに対して補助金を交付	生涯学習課	子どもが多様な体験を通して、豊かな人間性及び社会性を身に付ける機会を充実させるために子どもが自発的に取り組める体験活動を主宰する団体又はグループに対し、補助金を交付する。
36	**安土文芸の郷公園指定管理事業** ・コンサートや歴史講座など、各施設において自主事業や貸館事業の実施	文化振興課	市民の文化・芸術及び体育の振興・健康増進を図り、創造的文化活動と生涯学習を推進するため、各種自主事業及び貸館事業を行う。
37	**文化会館自主事業** ・コンサートや各種講座等を開催	文化会館	コンサートや各種講座等を通じて、市民が文化芸術に触れ、学ぶ機会を提供することで、文化芸術への関心や理解を深め、豊かな感性や創造性を育むとともに、生涯にわたる学びや文化活動への参加を促進する。
38	**キッズオルガン教室・パイプオルガン探検隊** ・文芸セミナリヨの県下最大のパイプオルガンを活用し、子どもの演奏技術等の向上を目指す事業と、気軽に家族で参加できる鑑賞型事業の実施	文化振興課	幼少期からの芸術体験の楽しみを通して文化的土壌を育成するため、県下最大のパイプオルガンを活用し、子どもの演奏技術等の向上を目指す事業と、気軽に家族で参加できる鑑賞型事業を実施する。
39	**学区文化祭** ・各学区まち協において、文化祭の開催	まちづくり協働課（各学区まちづくり協議会）	学区民の日ごろの活動(サークル・学習活動)の成果の発表の場と交流・親睦を目的に開催する。

40	**お出かけ演奏会** ・市内各校・園にプロの音楽家が出向き、安土桃山時代に伝わった音楽などを同時代の楽器と声楽で生演奏の実施	文化振興課	市内各校・園にプロの音楽家が出向き、安土桃山時代に伝わった音楽などを同時代の楽器と声楽で生演奏することにより、子どもに豊かな芸術体験と、地域の歴史文化を学ぶ機会を提供する。
41	**子ども文化芸術賞** ・18歳以下の個人や団体を対象に、学校や地域、市広報などで応募を呼びかけ、熱心に文化芸術活動を行っている児童生徒の表彰	文化振興課	子どもたちの豊かな心と感性を育むうえで重要となる文化芸術活動を推進するため、様々な文化芸術活動に励む子どもを応援し、文化芸術への意欲を高めることを目的に顕彰事業を行う。
42	**文化団体活動支援事業** ・近江八幡市文化団体連合会への活動補助金及び公募による文化芸術団体への活動補助金の交付	文化振興課	市内の文化芸術団体の事業に対し補助金を交付し支援することで、地域での文化芸術活動の活性化を図る。
43	**スポーツ教室** ・各種スポーツ教室の開講	スポーツ課	自己の能力や体力に応じて、手軽にスポーツを楽しみ、継続的にスポーツ活動を行うきっかけとなるような教室を開催する。
44	**総合型地域スポーツクラブ支援事業** ・総合型地域スポーツクラブを構成する各学区のスポーツ施設の利用減免措置	スポーツ課	誰もが身近な場所で生涯にわたってスポーツに親しめる場の充実を図る。
45	**各種スポーツ大会** ・各学区まち協において、運動会やスポーツフェスティバルをはじめ各種スポーツ大会の開催	まちづくり協働課（各学区まちづくり協議会）	多忙な日常生活のなかで、運動不足、ストレスの解消と学区民の交流・親睦を目的にスポーツ事業を実施する。

46	**スポーツ大会** ・各種スポーツ大会の開催	スポーツ課	健康の保持増進を図るとともに、参加者同士の交流を深める。
47	**学校体育施設開放事業** ・小中学校体育施設の夜間開放	スポーツ課	身近で気軽なスポーツ活動場所の確保という市民のニーズに応えるべく、市立学校体育施設を開放する。
48	**ふるさと音楽祭振興事業** ・歴史・文化あふれる場所でクラシック等を楽しむ	文化振興課	近江八幡らしい自然・風景・町並みと音楽の融合を通じて、音楽があふれる魅力的なまちづくりを目指す。
49	**近江八幡市美術展覧会** ・文化会館を会場に、平面、立体、工芸、書、写真5部門の美術展覧会の実施	文化振興課	市民に積極的な創作活動発表の場を提供し、また、身近で作品を鑑賞し美術に親しむ機会をつくることで、市の美術文化の向上を図る。

(4)誰もが参画できる学習環境の構築(共通方針)

① 学びを支える推進体制の充実

No.	事業名・事業内容	担当課	事業目的
50	**生涯学習センター機能推進事業** ・生涯学習センター機能の構築	生涯学習課	地域の生涯学習の推進支援に資する情報収集・調整・提供を行う。
51	**生涯学習推進実施計画進捗管理** ・近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画の進捗管理	生涯学習課	「近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画」に掲げる理念や実施目標、実施項目を具体的施策として推進していく。

52	**地域学校協働本部事業** ・コミュニティ・スクールの設置 ・地域学校協働活動推進員の派遣	生涯学習課	地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制を確立する。また、地域全体で子どもを育てるための地域住民の意識向上と地域教育力を高める。

② 誰もが学び続けられる学習環境の充実

No.	事業名・事業内容	担当課	事業目的
53	**人権尊重のまちづくり懇談会開催支援業務** ・各自治会主催による人権尊重のまちづくり懇談会の開催に対し、開催方法の提案や啓発資料等の提供などの支援	人権・市民生活課	明るく住みよいまちづくりを目指し、地域に根ざした人権啓発活動を推進する。
54	**男女共同参画懇談会開催支援業務** ・各自治会や地域住民が主体となって話し合いや学習の場を持ち、地域一体となって人権と男女共同参画を推進	人権・市民生活課	市民一人ひとりの男女共同参画および人権尊重についての意識を醸成し、誰もが安心して自分らしく生き生きと輝く地域社会・まちづくりを目指す。
55	**スポーツ関係団体人権学習会** ・スポーツ協会やスポーツ少年団の指導者等を対象とした人権学習会の開催	スポーツ課	あらゆる人権問題への正しい理解と自覚を培い、その成果を地域におけるスポーツ指導での実践に結びつけて活動していくことができる指導者の育成を図る。

56	**文化芸術振興基本計画推進業務** ・毎年度市の文化芸術関連事業について進捗状況を調査し、庁内外委員の意見を参考に計画の進行状況の管理	文化振興課	計画の推進のため、市民意識の醸成とともに協働と参画のもと、活動の主体がそれぞれの役割と責任に応じて取り組める推進体制を整備する。
57	**歴史浪漫デジタルアーカイブ** ・市が所蔵する歴史的文書や古文書、絵図、近代の刊行物などの貴重な資料を電子化	図書館	インターネットを通じて誰もが閲覧できるようにし、市民や子どもたちが「ふるさと」の歴史や文化への理解を深める学びの場を提供する。
58	**放課後子ども教室（寺子屋プラス）事業** ・放課後子ども教室の開催	生涯学習課	地域学校協働本部を設置している小学校区に、寺子屋リーダー（地域学校協働活動推進員または学習支援員が兼務しても良い）と寺子屋サポーター（学習支援員）を置き、子どもの課題や実態に応じた活動の計画・準備・実施等を行う。

3 生涯学習推進体制

（1）推進体制

本市の目指す生涯学習社会づくりの実現を図るためには、具体的な推進体制を構築する必要性があります。そのため、事業目的の達成状況を毎年度進捗確認することで、計画の理念を実現するために、次の推進体制を構築していきます。

■生涯学習関係課会議

計画に基づく事業の進捗状況を確認します。

構成　まちづくり協働課、文化振興課、危機管理課、人権・市民生活課、環境政策課、障がい福祉課、こども家庭センター、学校給食センター、幼児課、文化会館、商工振興課、学校教育課、図書館、スポーツ課、生涯学習課

（課名は令和8年度時点）

（2）進捗管理・計画の見直し

計画の実現に向け、毎年度、各担当課において事業ごとに内部評価を行い、その結果を取りまとめ、評価部会において各施策の評価を行います。評価部会での意見を踏まえ、近江八幡市社会教育委員の会議において、「近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画」の進捗状況を報告します。

また、社会情勢の変化や上位計画の改定、事業の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考

（1）策定経過

(2)ヒアリング調査

(3)関係条例

○近江八幡市社会教育委員条例

平成２２年３月２１日

条例第１１４号

第１条　本市に社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１５条に基づく社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第２条　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

第３条　委員は、１６名以内とする。

第４条　委員の任期は、２年とし、補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任を妨げない。

３　近江八幡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でも、これを解嘱することができる。

第５条　委員は、教育長を経て、教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1)　社会教育実施についての提案

(2)　教育委員会の諮問に応じて意見の開陳

(3)　青少年教育に関する特定の事項について社会教育関係団体、社会教育指導者その他の関係者に対して行う助言及び指導

(4)　前３号の職務を行うために、必要な研究調査

２　委員は、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関し意見を述べることができる。

第６条　委員は互選によって委員長１名、副委員長１名を選任しなければならない。

２　委員長は、会議を主宰する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

付　則

この条例は、平成２２年３月２１日から施行する。

(4)社会教育委員名簿

（5）用語集

人財（じんざい）

「人材」の「材」が木材や食材などの「材料」を意味するのに対し、人は感情や思考を持ち、学習や経験を通じて成長する地域の「財産（財）」であるという考え方。
市民一人ひとりを、目的に応じて加工される材料ではなく、地域の未来を創るかけがえのない「宝」として尊び、大切にする本市の想いを込めた表記です。

リカレント教育

学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事や生活で求められる能力を磨き続けていく社会人の学びのことです。

社会性

集団をつくって生活しようとする人間の持つ基本的な傾向や、社会集団の一員としてふさわしい性質のことです。

AI（Artificial Intelligence：人工知能）

人間の知的活動をコンピュータ上で再現する技術で、学習や仕事、生活のさまざまな場面で活用が進んでいます。

SNS（Social Networking Service）

インターネット上で人と人が交流し、情報を発信・共有するサービスの総称です。

ICT（情報通信技術）

パソコンやスマートフォン、インターネットなどを活用して、情報をやり取りしたり、共有したりする技術のことです。仕事や教育、医療、介護など、さまざまな分野で活用されています。

情報格差（デジタル・デバイド）

インターネットやパソコン等　の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差のことです。

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、幼稚園や保育所などとの生活や学びの違いに適応できず、授業中に座っていられない、先生の話を聞けないなどの問題が続くことです。

コンソーシアム

共通の目的を達成するために、複数の組織や団体が協力・連携してつくる組織や集まりのことです。

デジタルアーカイブ

歴史的な資料や写真、映像、書籍などをデジタル化して保存し、インターネットなどを通じて、誰もが閲覧・活用できるようにすることです。

コーディネート

人や組織、活動などを調整し、それぞれが協力して物事を円滑に進められるようにすることです。学校や地域、関係機関などをつなぎ、連携を支援する役割も含まれます。

ライフスタイル

生活様式や暮らし方のことです。日々の生活習慣や価値観、働き方、余暇の過ごし方など、その人の生き方や生活全体のあり方を指します。

第2期近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画

発行年月　令和9年4月
編集・発行　近江八幡市教育委員会事務局生涯学習課

〒523-8501　滋賀県近江八幡市桜宮町236
電話　0748-36-5533　FAX　0748-36-5565